

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる  
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分（地方消費税交付金の17分の7に相当する額）については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。  
 令和2年度北方町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）歳入見込額 160,588 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,992,282 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	総合福祉事業	49,611	539	0	0	7,624	41,448
	障がい者福祉事業	348,429	245,491	0	0	15,993	86,945
	老人福祉事業	45,487	0	0	120	7,049	38,318
	福祉医療事業	218,860	84,430	0	0	20,886	113,544
	児童福祉事業	603,085	387,342	0	2,140	33,188	180,415
	小計	1,265,472	717,802	0	2,260	84,740	460,670
社会保険	国民健康保険事業	140,236	74,770	0	0	10,171	55,295
	介護保険事業	304,491	12,613	0	123,827	26,110	141,941
	後期高齢者医療事業	183,682	24,953	0	50	24,654	134,025
	小計	628,409	112,336	0	123,877	60,935	331,261
保健衛生	母子保健事業	22,537	75	0	0	3,490	18,972
	疾病予防事業	52,799	0	0	0	8,203	44,596
	健康増進事業	23,065	2,340	0	0	3,220	17,505
	小計	98,401	2,415	0	0	14,913	81,073
合計	1,992,282	832,553	0	126,137	160,588	873,004	

※事務費及び人件費は、事業費から除外しています。